

指定管理者制度における 選定基準、方法の統一

八王子市



百年の彩りを 次の100年の輝きへ

八王子市の概要

- 人口 563,230人(平成28年7月末)
- 予算規模 1,986億円
(平成28年度一般会計)
- 面積 186.38平方キロメートル
- 市制施行日 大正6年(1917年)9月1日

平成29年(2017年)に市制100周年を迎えることから、28・29年度をプレ事業期間、記念事業期間として公募事業を含めた記念事業を展開



市制100周年記念事業

	実施期間	コンセプト
プレ事業期間	「彩りの百年」 平成28年4月～12月	これまでの百年を振り返るとともに、八王子を「見て」「知って」「感じる」ことで、八王子の魅力を再認識する機会
	「彩りから輝きへ」 平成29年1月～3月	次世代への継承・転換を見据え、過去から未来へのたすきをつなぐ機会
記念事業期間	「輝きの100年」 平成29年4月～12月	全市をあげて市制100周年を祝うとともに、次の100年に光をあて、未来を見つめ、未来を語る機会
	「未来への一歩」 平成30年1月～3月	新たな100年につなげるため、記念事業を総括し、前進する機会



八王子の魅力を引き出す8つのテーマと、 テーマをつなぐ中心的事業

全国都市緑化はちおうじフェア

自然・環境×八王子

生涯学習×八王子

健康福祉×八王子

歴史・伝統×八王子



ビジョン・フォーラム100

産業振興×八王子

芸術・文化×八王子

安全安心×八王子

スポレク×八王子

全国都市緑化はちおうじフェア

開催テーマ

自然とまちと人を結ぶ『みどりの環境調和都市』

開催のねらい

市民協働による『花とみどり』の拠点の創出

開催期間

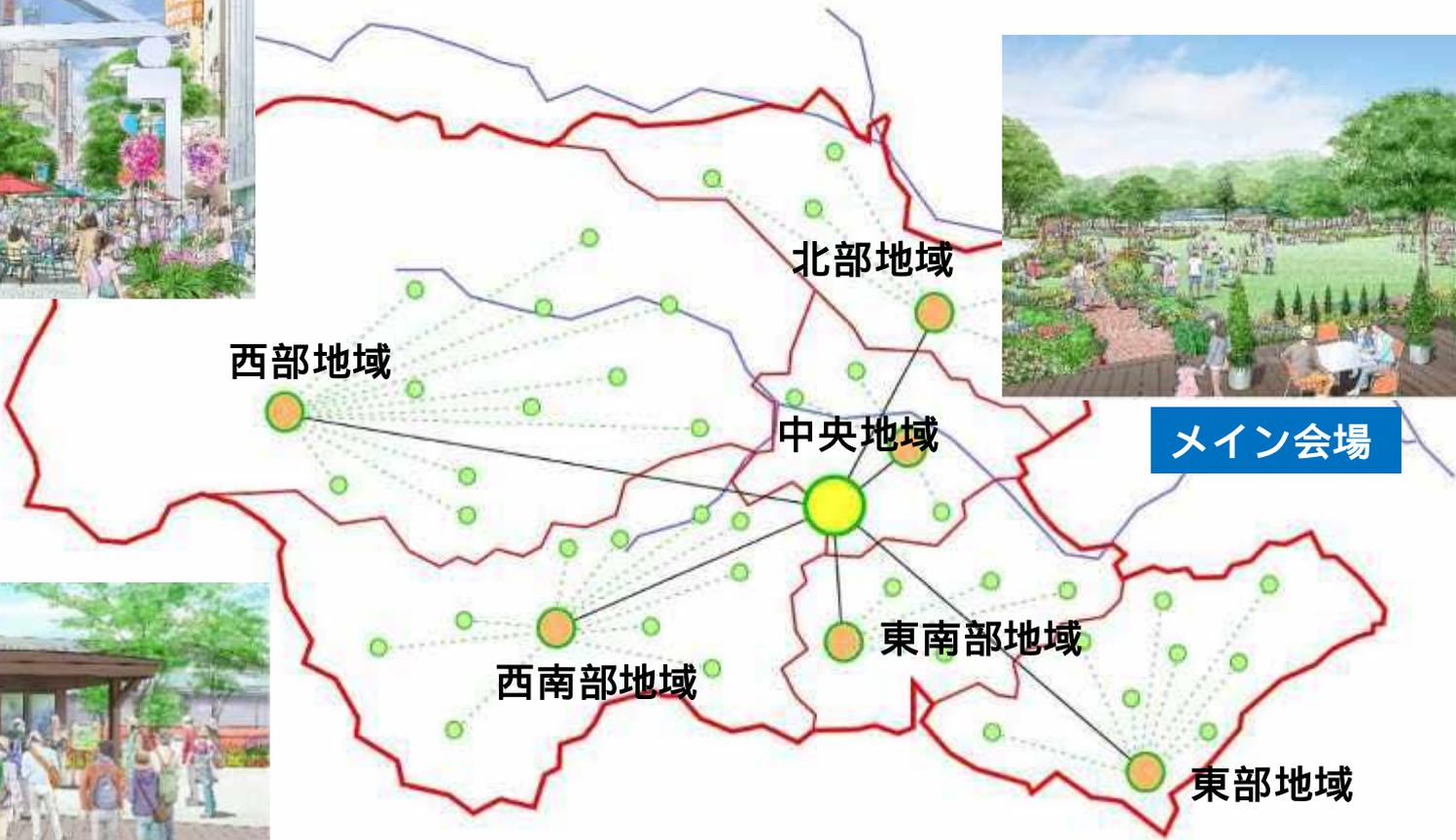
平成29年9月16日～10月15日(30日間)



サテライト会場



メイン会場



スポット会場



指定管理者制度ガイドラインの策定

• 策定の背景

本市では、平成16年度の制度導入以来

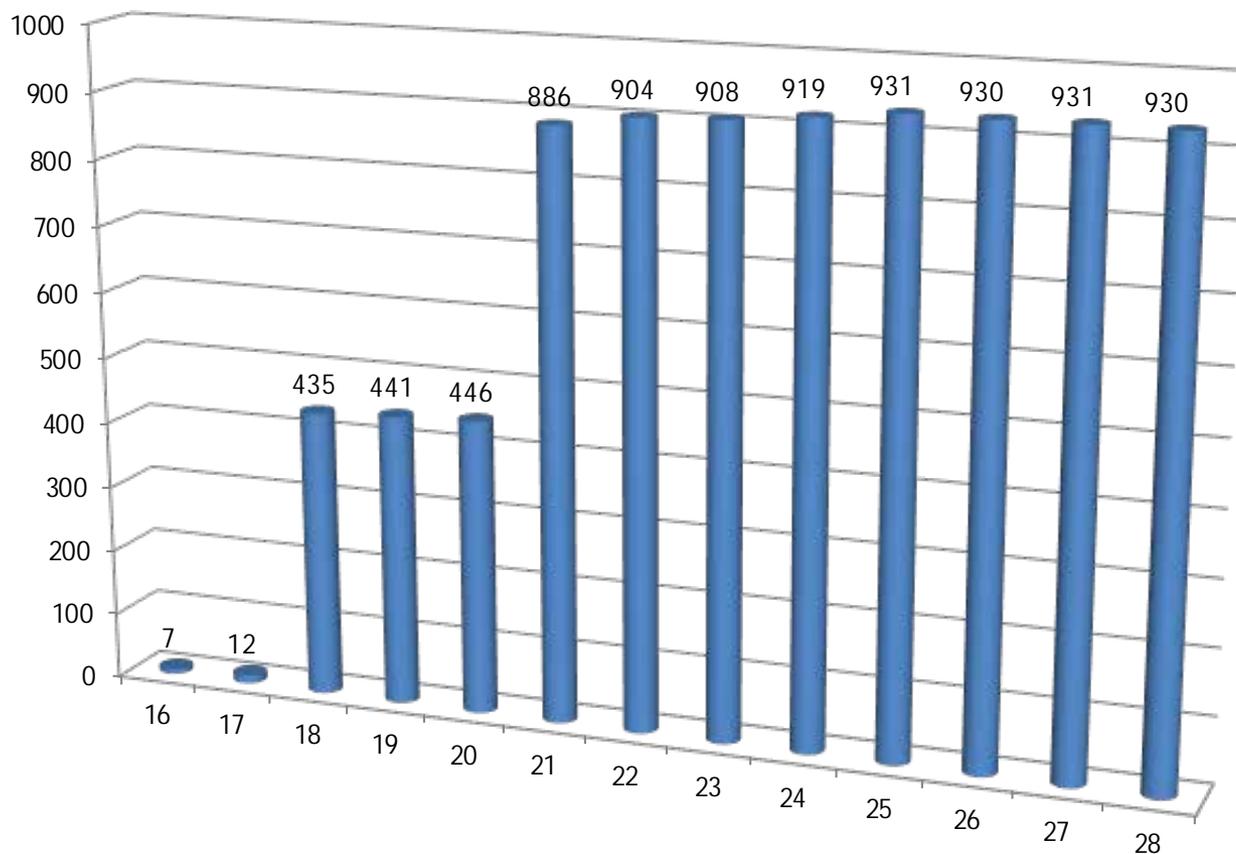
- ・ モニタリング制度の導入
- ・ 更新制度に伴う第三者評価の実施
- ・ 東京税理士会の協力のもと経理状況調査の実施

など、導入効果を高めるための取組を実施

制度導入から10年が経過したことから、運用における課題を整理し、制度導入効果の検証と検証結果を踏まえた今後の制度運用の見直しを図った。



八王子市における指定管理者制度施設導入推移



指定管理者制度導入施設数 全国3位

資料 公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査(総務省)



そもそも指定管理者制度とは

公の施設の管理運営について民間事業者等への包括的な委任を可能とする地方自治法上の制度として、平成15年度の法改正により創設された。



制度の具体的な運用方法は、地方自治体の裁量により決定することができる。

(八王子市では930施設に導入(平成28年4月1日現在))

制度の特徴と期待される効果とは

<特徴>

公の施設における管理運営を民間開放
(競争性の導入)



市民サービスの向上

経費の節減

検証結果

制度導入効果

全ての施設において「サービスの向上」と「経費の節減」を実現

抽出した主な課題

市が求めるサービス水準と指定管理料との適正性

全市的に公平なサービスを提供すべき施設におけるサービス内容のバラつき

選定方法の特徴

施設特性に応じた2つの選定方法の導入

選定基準の統一



施設特性に応じた2つの選定方法の導入

稼働率の増加を重視する施設

特性	利用者が特定されない施設であり、不特定多数の者が利用し、稼働率向上に結びつくサービス向上策と経費節減策を講じていくことを求める施設
施設例	市民会館、運動施設、市営駐車場など
選定手順	<p>市が定めた要求水準に対する団体の能力・提案事業の内容と提案金額を合わせた評価を行う。</p> <p>ア 「価格評価」を算出式に基づき所管課が行う。</p> <p>イ 「団体の能力評価」「提案事業の内容評価」については、専門家の意見を聴取した上で、所管課が評価する。</p> <p>ウ 所管課が「価格評価」「団体の能力評価」「提案事業の内容評価」を総合的に判断し、指定管理者候補者を決定する。</p>



稼働率の増加を重視する施設

価格評価

団体の能力評価

提案事業の内容評価

総合的に評価

安定したサービスの提供を重視する施設

特性	利用者が申込み等により特定される施設や、市の要求水準を満たすサービスを安定的に提供することを求める施設
施設例	学童保育所、公立保育園、障害者療育センターなど
選定手順	<p>市の要求水準に対する団体の能力・提案事業の内容を評価した上で、合格基準を満たす事業に対して提案金額の評価を行う。</p> <p>ア 「団体の能力評価」「提案事業の内容評価」については、専門家の意見を聴取した上で、所管課が評価し、合格基準を満たした事業者を選出する。</p> <p>イ アで選出された事業者の提案金額について評価し、指定管理者候補者を決定する。</p>

安定したサービスの提供を重視する施設

団体の能力評価

提案事業の内容評価

市の要求水準を満たす事業者を選定

価格点で評価



選定基準の統一 配点割合

評価区分	割合
価格評価	50%
団体の能力評価	25%
提案事業の内容評価	25%



ポイント

制度導入の目的である「市民サービスの向上」と「経費の節減」を図るためには、「民間事業者の提案」と「市の求めるサービスの水準」の価格に対するバランスが重要である。

能力評価と価格評価の適正性を確保するために、契約における総合評価を参考として、価格評価を全体の50%に設定した。



合格基準

基準

全ての評価項目において、市の要求水準を満たす
獲得点は満点の6割(市の要求水準を6割と設定)



ポイント

公の施設として、市の求める水準の確保は必須であるため、合格基準は全ての評価項目において、要求水準を満たすことを条件としている。

また、収支計画や事業計画の确实性を担保するため、税理士をはじめとした財務の専門家からの意見聴取を必ず実施している。



効果

- ・市の要求水準の明確化による指定管理料の適正化

施設の設置目的を最も効果・効率的に達成する事業者が管理運営を実施

- ・選定基準・方法の統一

透明性・公平性の高い選定事務の実現

